

埼玉県県営住宅の併用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）第28条のただし書に規定する事由による県営住宅の併用承認について、埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和51年埼玉県規則第42号。以下「規則」という。）第18条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、県営住宅の併用とは、県営住宅としての用途が実質的に失われない範囲において、その一部を他の用途に併用することをいう。

(申請者の資格)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていることを要する。

- 一 あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術所として併用する場合
イ 県営住宅に入居している者であること。
ロ あん摩、マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を有する者であること。
ハ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳を所持している者であること。
ニ 自宅外で施術行為を行うことが困難と認められる者であること。
- 二 法令等の規定により、併用が特にやむを得ないと認められる場合
イ 県営住宅に入居している者であること。
ロ 特にやむを得ないと認められることの証明が書類等のできる者であること。

(申請に必要な書類)

第4条 規則第18条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 あん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの施術所として併用する場合
イ 申請書別紙（様式第1号）
ロ 誓約書（様式第2号）
ハ 免許証の写し
ニ 室の用途を記入した平面図

- ホ 広告類の設置場所及び寸法と広告内容を示す概要図
- 二 前号の用途以外で併用する場合
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ロ 室の用途を記入した平面図
 - ハ 広告類の掲示場所及び寸法と広告内容を示す概要図
 - ニ 申請人の資格があることを証明する書類

（増築の禁止及び模様替え）

第5条 県営住宅を併用するにあたり住宅の増築は認めないものとする。ただし、条例第29条ただし書に規定する模様替えの承認を得ようとする者は、規則第19条の規定に基づく手続きを行わなければならない。

（広告類の掲示）

第6条 県営住宅用地内における広告、看板の掲示は、当該入居の占用部分以外はこれを行ってはならない。なお、簡易耐火住宅及び耐火住宅の外壁は、占用部分とはみなさないものとする。

（広告類の規格等）

第7条 広告類の大きさは、1メートル×0.5メートル以内とし、構造及び配置は、住宅の美観、風方、採光、保健、衛生及び防災等を考慮に入れて、人身に危害を加えないよう、かつ、住宅を損傷しないよう十分注意を払い設置するものとする。

（届け出）

第8条 承認後において、申請内容に変更を生じたとき、又は施術所等を休止若しくは廃止したとき等は、県営住宅の併用申請内容変更、休止、廃止届（様式第3号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

（承認の期間及び更新）

第9条 承認期間は3か年以内とする。

2 期間を更新する場合にあっては、期間が満了する1か月前までにその手続きを行うものとする。

（承認の取消し）

第10条 知事は、承認後の入居者が次の各号の一に該当したときは、住宅の併用承認を取消することができるものとする。

- 一 条例等の規定を遵守しなかったとき。
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に違反したとき。
- 三 身体障害者でなくなったとき。
- 四 この要綱に定める申請者の資格を失ったとき。
- 五 誓約書により誓約した事項を守らなかったとき。
- 六 承認書に記載された承認条件を守らなかったとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 県営住宅のあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術所との併用承認基準（昭和51年11月1日実施）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日において既に承認を受けている者は、この要綱に基づき承認されたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

申請書別紙

開設者の免許 取得年月日	年 月 日	免許証番号 (届出番号)	第 号	免許(届出) 都道府県名	
施術所の名称	開設予定年月日 年 月 日		当初承認年月日(年 月 日)		
開設場所					
業務の種類	あん摩、 マッサージ、 指圧、 はり、 きゅう				
施術者の氏名					
家族構成	氏 名	続 柄	生年月日	職 業	勤 務 先
施術所の概要	建物の構造	造 階建て 平方メートル			
	施 術 室	平方メートル 板張り ・ 畳			
	待 合 室	平方メートル			
	消 毒 設 備				
営 業 時 間	午前(午後) 時から 午前(午後) 時まで				
身体障害者 手帳番号	番 号	障 害 の 種 類			等 級
					級
広告の方法、場所等	設置場所及び寸法、広告内容を示す概要図は別添のとおり。				

- 添付書類 1 誓約書
 2 免許証写し
 3 室の用途を記入した平面図
 4 広告類の設置場所及び寸法と広告内容を示す概要図

誓約書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

県営住宅の名称	県営	住宅
住宅番号	号棟	号室
氏名		,

このたび、私が入居中の住宅を併用するにあたり、下記事項を誓約します。

記

- 1 申請以外の用途に使用しません。
- 2 県営住宅管理上支障となる行為、及び他の入居者の迷惑となる行為はいたしません。
- 3 県において必要のあるとき、住宅を明け渡すとき、又は併用をやめるときは、私の負担にて住宅を原形に復します。
- 4 業務上駐車場が必要となったときは、県営住宅敷地外の駐車場を利用します。
- 5 誓約に違反したときは、如何なる処置を受けても異存ありません。